

事務連絡
令和5年7月28日

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 市町村 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

新型コロナワクチンの接種に伴い副反応を疑う症状が生じた者への対応について
(再周知)

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎が生じた場合の対応については、接種後4日以内に胸の痛み、動悸、息切れ、むくみなどの症状が見られた場合には速やかに医療機関を受診するよう周知してきたところです。

今般、第94回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び令和5年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（令和5年7月28日開催）の審議において、特に新型コロナワクチン接種後に心筋炎・心膜炎を疑う症状が生じた場合に速やかに医療機関を受診するようあらためて注意喚起を行うとともに、新型コロナワクチン接種後に重篤な症状が発現した副反応疑い報告事例の因果関係評価に係る情報収集の重要性について改めて指摘があったことを踏まえ、下記のとおり再周知等をお願いいたします。

記

1. 新型コロナワクチンについては、ワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について、接種後4日以内に胸の痛み、動悸、息切れ、むくみなどの症状が見られた場合には速やかに医療機関を受診するなど、接種前に、予防接種後に起こり得る副反応を含めた説明を十分に行うことについて、管内の医療機関に注意喚起を行っていただくようお願いいたします。
2. 予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項の規定による報告及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律

第 145 号) 第 68 条の 10 第 2 項の規定による報告において、特に接種後の詳細な臨床経過、検査値、画像診断結果及び病理検査結果に係る情報等を含めた提供可能な情報について、可能な限り詳細に御報告いただくよう、管内の医療機関に改めて周知をお願いいたします。

以上